

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・当法人は期中において有価証券を保有していません

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品一定額法

・リース資産

当法人は期中においてリース資産を保有していません

(3) 引当金の計上基準

・賞与引当金—職員に対して支給する賞与に充てるため支給見込額基準により算出し計上する。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである

独立行政法人福祉医療機構—社会福祉施設職員等退職手当共済制度

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人の公益事業の拠点区分は1つであるため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 特別養護老人ホーム新山荘拠点区分(社会福祉事業)

法人本部

特別養護老人ホーム新山荘

地域密着型特別養護老人ホーム新山荘

ショートステイ新山

ユニット型ショートステイ新山

デイサービスセンター新山

居宅介護支援事業所新山

ヘルパーステーション新山  
イ 福祉施設リーフ神辺拠点区分(社会福祉事業)  
ショートステイリーフ神辺  
デイサービスセンターリーフ神辺  
居宅介護支援事業所リーフ神辺  
ヘルパーステーションリーフ神辺  
小規模保育事業リーフ神辺保育園  
教育センターリーフ神辺

ウ 地域密着型特別養護老人ホームリーフ新市拠点区分(社会福祉事業)  
地域密着型特別養護老人ホームリーフ新市  
ショートステイリーフ新市  
デイサービスセンターリーフ新市  
居宅介護支援事業所リーフ新市

エ 地域密着型特別養護老人ホームリーフ明神拠点区分(社会福祉事業)  
地域密着型特別養護老人ホームリーフ明神  
ショートステイリーフ明神  
小規模多機能型居宅介護リーフ明神  
デイサービスセンターリーフ明神  
居宅介護支援事業所リーフ明神

オ サービス付き高齢者向け住宅リーフ明神拠点区分(公益事業)  
サービス付き高齢者向け住宅リーフ明神

カ 地域密着型特別養護老人ホームリーフ服部拠点区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	395,598,747	0	0	395,598,747
建物	1,515,438,764	0	87,314,295	1,428,124,469
合計	1,911,037,511	0	87,314,295	1,823,723,216

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産) 251,407,500円  
建物(基本財産) 1,062,767,086円  
建物(その他) 288,507,180円  
計 1,602,681,766円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 461,940,000円  
計 461,940,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)  
該当なし

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)  
該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。  
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。  
該当なし

13. 重要な偶発債務  
該当なし

14. 重要な後発事象  
該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け  
該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び  
純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし